

イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務委託仕様書

1 業務名

イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日とする。

3 業務目的

広島県では、イノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を促進するため、中小企業等の法人に対し、就学に要する費用の一部を補助する取組（イノベーション人材等育成事業補助金）及び個人（入学年度の4月1日時点で40歳未満の者）の専門職大学院への就学に要する費用の一部を支援する取組（広島県未来チャレンジ資金）を行っている。

本業務では、制度をより周知させ応募者を増やすことを目的とし、Web等を活用した広告を図るものである。

4 業務内容

広告作成の企画、デザイン、原稿、編集、校正、運用、分析等の一切の業務及び納品

（1）広告の方法

- ① WEB広告については、Facebook広告及びInstagram広告、Googleディスプレイ広告、リスティング広告、X（旧Twitter）広告等を提案し、実施すること
 - ② 新聞・雑誌・TV・ラジオ・交通広告等様々な媒体から効果的なものを提案し、実施すること
 - ③ 業界誌・業界の広報誌など広報チャンネルとなり得るものを提案し、実施すること
- ※①の手法は、「広島県未来チャレンジ資金」については必須とし、「イノベーション人材等育成事業補助金」では任意とする。
- ②および③の手法については単独または組み合わせによる提案の双方を可とし、「イノベーション人材等育成事業補助金」では必須、「広島県未来チャレンジ資金」では任意とする。

（2）成果目標

WEB広告全体で41,000クリック数以上を目標とする。

（3）募集時期について（予定）

広島県未来チャレンジ資金（計3回）
令和7年8月中旬～令和7年9月下旬
令和7年10月中旬～令和7年11月下旬
令和8年2月中旬～令和8年3月中旬

イノベーション人材等育成事業補助金（計3回）
令和7年10月中旬～令和7年11月中旬
令和7年12月上旬～令和8年1月中旬
令和8年2月中旬～令和8年3月中旬

※広告を実施する時期については、上記を踏まえ県と協議の上、決定する。

(4) WEB 広告原稿について

- ・原稿本数は最大 15 本まで（1 回の広告において）
- ・興味関心キーワードを 10 個の範囲内で県と協議の上、決定する。
- ・PDF 及びイラストレータなどのデジタルデータを納品すること。

（納品先）

広島市中区基町 10-52 県庁東館 3 F

広島県 商工労働局 産業人材課未来人材育成グループ

※掲載内容および掲載時期の詳細については、県との協議より決定する。

※その他、本事業の魅力を効果的に訴求できるように、デザインすること。

(5) 提案書について

- ・本事業の目的及び事業内容等を十分に理解し、下表も参考に本事業の現状分析及び訴求すべき内容や対象を明確化した上で、応募者増加のための基本方針を明記すること。
- ・「(2) 成果目標」を達成するための具体的な実施計画及び各項目に関するシミュレーションを提案書に明記すること。
- ・WEB 広告については、(2) 成果目標に記載の 41,000 クリック数以上を目標とし、本事業の対象に効果的に広告できるよう手法を選定のうえ、それぞれにかかる予算・実施時期・想定クリック数を手法の選定理由と共に明記すること。
- ・「(2) 成果目標」を達成させるだけでなく、実際の応募者数を増やすための提案を評価対象とする。
- ・上記のほか、本業務に関連する周知広報や企業等への働きかけ、県が実施するイノベーション人材等育成・確保支援事業の募集に貢献が可能な内容を積極的に企画書に盛り込むこと。

(表) イノベーション人材等育成事業概要

名称	イノベーション人材等育成事業補助金	広島県未来チャレンジ資金
対象	今後成長が見込まれる産業分野への事業展開や新たな価値創出による競争力強化に意欲的な県内に本社または本店を置く <u>中小・中堅企業</u>	イノベーション創出に寄与する知識を習得しようとする <u>個人</u> (入学年の 4/1 時点で 40 歳未満の者に限る)
形式 (詳細は Web サイト に記載)	補助金	貸付金 (返還免除規定あり)
広告のターゲット層	中小・中堅企業の経営者、人事担当者等	大学院での修学に関心のある個人
Web サイト	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/inno-koubo.html	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/challenge-koubo.html

(7) 分析結果について

広告等運用の分析結果は令和 8 年 3 月末日までに提出すること。

5 委託料上限額

4, 5 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 県との調整

受託者は、本業務の遂行にあたり、数回程度、業務の進捗状況の報告を含めた打ち合わせを行うものとする。なお、打ち合わせを行う場所は、広島県庁（広島県広島市中区基町）を基本とする。また Web によるミーティングも可とする。

7 業務実施状況の報告

- （１）受託者は、業務を完了した日又は業務期間終了後 10 日以内に「実績報告書」を県に提出すること。
- （２）受託者は、県の求めがあった場合は、速やかに業務実施状況を報告すること。

8 業務の適正な実施に関する事項

- （１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- （２）個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

- （３）守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできない。

なお、委託業務終了後においても同様とする。

- （４）立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 成果の帰属

- （１）本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して、著作者人格権を行使しない。
- （２）受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物については、県が利用することを妨げない。
- （３）第三者の著作物を本業務で利用する場合は、受託者の責任により利用する。
- （４）受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処する。

10 その他

- （１）業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者は協議して業務を行うものとする。
- （２）受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。
- （３）天災、疫病、その他やむを得ない事情により、開催を延期とした場合には、受託者は日程の再調整に協力すること。

1 1 広告について

広告にあたっては社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め掲載先サイトを定期的を確認すること。また、不適切サイト等への掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。